

国保の届け出を忘れずに

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6528)

表 1 手続きが必要なとき

	必要な手続き
・職場の健康保険などをやめたとき ・滝沢市へ転入したとき（転入前の市町村で国保に加入していた人）	加入手続き
・職場の健康保険に加入したとき ・国保に加入している人が他の市町村へ転出するとき	脱退手続き

●こんなときは国保の手続きが必要です
表 1 に該当する場合は手続きが必要です。

国民健康保険（国保）に加入か脱退する際は必ず届け出が必要です。保険が変わったときには、表 2 の書類を用意の上、14 日以内に保険年金課か東部出張所で手続きしてください。

表 2 申請に必要なもの

	必要書類
共通	・窓口に来る人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証など） ・世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの
加入時	・健康保険資格喪失証明書 ※離職票では手続きできません
脱退時	・社会保険の資格取得証明書か保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ ・国保の保険証か資格確認書、資格情報のお知らせ

●脱退の手続きがされない
いと
脱退の届け出がされない
いと、国保税が課税され
たままになる他、国保
で負担した医療費の返納
が必要になる場合があります。
脱退の手続きのみ
郵送でも受け付けていま
す。「国民健康保険資格喪
失届（郵送用）」を記入し、
新しい資格確認書などの
写しと国保の資格確認書
などを同封の上、保険年
金課まで送付してください。
喪失届は保険年金課
の窓口か市 H P から取得
できます。

固定資産税の縦覧と閲覧を実施

●問い合わせ 税務課 (☎ 656 - 6571)

	縦覧	閲覧
期間	4月1日（火）～30日（水） ※土、日、祝日を除く。	4月1日（火）から通年 ※土、日、祝日、年末年始を除く。
時間	午前8時半～午後5時15分	
場所	市役所2階 税務課	
内容	市内の土地や家屋の地番、地積、 構造、床面積、価格など	自己が所有する土地・家屋・償却資 産の課税台帳（名寄帳）
申請 できる人	①納税者かその代理人 ②納税管理人	①納税義務者かその代理人 ②借地・借家人かその代理人 ③納税管理人 ④固定資産の処分をする権利のある 一定の人
必要な もの	①申請者本人の本人確認ができるもの ②委任状（代理人申請の場合のみ） ※法人名義のものについて代表者以外が申請する場合にも法人からの委任状が必要です。 ③賃貸借契約書など借地・借家関係が確認できるもの（借地・借家人申 請のみ） ④固定資産の処分をする権利があることが確認できるもの（固定資産の 処分をする権利のある人が申請する場合のみ）	
手数料	無料	有料（1枚300円） ※4月30日（水）までは無料

土地価格等縦覧帳簿と
家屋価格等縦覧帳簿の縦
覧制度は、納税者が所有
する土地や家屋の価格
が、他の資産の評価と比
較して適正かを確認でき

る制度です。
所有する土地・家屋の
課税内容は、4月上旬に
郵送する課税明細書でも
確認できます。